

働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書

今、働く現場では心身の健康を損なう労働者が続出している。過労死や過労自死（未遂含む）事案は、労災補償の給付が決定された件数だけでも、毎年 200 件前後におよぶ。その背景には、長時間・加重労働、夜勤交替制労働などの生体リズムを無視した働き方・働かせ方や、不安定雇用、低賃金等の差別的処遇、ハラスメント等が職場に横行している実態がある。

国は、労働者の命と暮らしを守り、企業活力を向上させ、地域経済・社会を持続的に発展させるために、体調不良の労働者を日々生み出すような劣悪な雇用・労働環境を是正し、労働者が生き生きと働くことができる条件整備を行う必要がある。それには、個別企業における労使の自主的対応だけでなく、法規制の強化が不可欠である。

国は、昨年制定された「過労死等防止対策推進法」に続き、今国会では、働き過ぎの防止に向けた労働時間法制の規制強化と、最も雇用が不安定な派遣労働の規制強化を行うべきである。

男女がともに安心して働き、子を産み育てられる社会を実現するため、下記事項の早急な実現を求める。

記

- 1 労働基準法の見直しにあたっては、労働時間規制を適用除外する新しい制度の創設や、裁量労働制の対象拡大は行わず、時間外労働の上限規制や勤務間インターバル規制、夜勤交替制労働に関する実効ある規制など、働き過ぎ防止に資する法改正を行うこと。
- 2 労働者派遣法の見直しにあたっては、派遣労働による直接雇用の代替を促進する可能性のある規制緩和は行わず、「臨時的・一時的な業務への限定」や「均等待遇の確立」などの原則を盛り込む法改正を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 7 月 31 日

新潟県村上市議会

衆議院議長 大島 理森 殿
参議院議長 山崎 正昭 殿